

第104回都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和8年3月27日（金）午後2時00分～午後3時26分

2 開催場所 川崎市役所本庁舎 301・302・303会議室

3 出席者

○委員

中村会長、井口委員、加藤委員、高戸委員、田倉委員、柳沢委員、大沢委員、水庭委員、宮下委員、吉田委員、齊藤委員、大澤委員、佐々木委員、伴委員、加藤委員（代理津野）、橋本委員（代理萩野谷）

○事務局

まちづくり局

計画部 関口部長

都市計画課 町井課長 吉尾担当課長 川本課長補佐 玉木課長補佐 久保寺課長補佐 吉田担当係長
防災まちづくり推進課 西山課長 双川担当係長

指導部建築管理課 西垣担当課長

建設緑政局

緑政部みどりの保全整備課 渡邊課長 山口担当係長

道路河川整備部道路整備課 志村担当課長 山本課長補佐

4 議題

(1) 都市計画議案

ア 諮問第513号 川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

イ 諮問第514号 川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）

(2) その他（報告）

ア 京急大師線連続立体交差事業の今後の進め方について

5 傍聴者数 2名

第104回川崎市都市計画審議会議事録

(関口部長)

定刻となりましたので、ただいまより第104回川崎市都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は、年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当審議会の事務局をしております、まちづくり局計画部長の関口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会における会議の公開についてでございます。当審議会は川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき公開とさせていただきます。また、本日の会議録の作成に当たりましては、個々の発言者名を、氏名を記載させていただくこととなりますので、あらかじめ御了解いただくようお願いいたします。

次に、定足数の報告でございます。本日、委員総数20名のうち、現在のところ14名の御出席をいただいております。半数以上の御出席ということで、川崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立していることを御報告させていただきます。

次に、本日の審議会に報道機関から取材の申込みが来ております。川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第3条第3項第6号では「会議場において、撮影、録音、その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会が特別の理由により承認した行為についてはこの限りでない」と定められておりますので、審議会開始前に御判断をいただければと存じます。

それでは、ここからの進行は会長によりしく願いたいと存じます。中村会長、よろしく願います。

(中村会長)

承知しました。

それでは、初めに、ただいま事務局からお話ございました取材の申込みに関する報告の取扱いについて、皆様方にお諮りをしたいと思います。

会議冒頭のカメラ撮影、会議中の録音につきまして、許可をしたいと思いますけれども、了承いただける方は挙手をお願いいたします。

—— 総員挙手 ——

(中村会長)

ありがとうございます。

挙手が多うございますので、取材を許可することといたします。

それでは、ただいまから第104回川崎市都市計画審議会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元にごございます議事次第に従いまして進めてまいります。

なお、本日の議事録署名人ですが、宮下委員と佐々木委員にお願いをいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

傍聴の申出はございますでしょうか。

(事務局)

はい。ございます。報道機関のみです。

(中村会長)

分かりました。それでは、報道関係者の方を入室させてください。

また、以後、傍聴の方がお見えになりましたら、事務局のほうで適宜入室をさせていただきようをお願いいたします。

—— 入室 ——

(中村会長)

報道関係者の方には、会議冒頭でのカメラ撮影を許可いたしますので、もし撮られるようであれば、どうぞよろしくをお願いいたします。

—— 撮影 ——

(中村会長)

それでは、以降のカメラ撮影は禁止とさせていただきます。

それでは、初めに都市計画議案でございます。

諮問第513号「川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

なお、関係職員といたしましてまちづくり局防災まちづくり推進課及びまちづくり局建築管理課から職員が出席をしております。

それでは、最初に事務局から説明をお願いいたします。

(町井課長)

それでは、諮問第513号「川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）」について御説明いたします。

スクリーンを御覧いただくとともに、お手元のタブレット端末のファイル、小田周辺地区をお開きください。スクリーンを用いて御説明いたしますが、説明の内容に応じてスクリーンに表示されるスライドにファイルの該当ページを記載しておりますので、適宜御確認ください。

それでは、スクリーンを御覧ください。

初めに、小田周辺地区の位置関係について御説明いたします。

スクリーンには位置図をお示ししており、方位は上が北でございます。今回、御説明する小田周辺地区は、赤枠で囲った範囲でございます。J R南武支線の小田栄駅の南西に位置する面積約9.1ヘクタールの地区でございます。

続いて、周辺の道路状況でございます。

本地区周辺の主な都市計画道路でございますが、青色で示す池田浅田線、緑色で示す東京大師横浜線、オレンジ色で示す貝塚京町線がございます。

こちらは、航空写真でございます。

赤枠で示す範囲が今回都市計画決定を予定している区域でございます。破線でお示しているのは周辺の主な鉄道路線でございます。

続いて、上位計画の位置づけについて御説明いたします。

まず、川崎市総合計画（第3期実施計画）でございます。

本地区を含む川崎駅・臨海部周辺エリアは、防災面を含めた住環境の改善などの魅力向上の取組を段階的に実施することで、居住者や就業者、産業活動を支え、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進することとしております。

次に、都市計画マスタープランでございます。

本地区を含む川崎新町・小田栄駅ゾーンは、重点的な対策の優先度が極めて高い不燃化重点対策地区として、建物の新築時の耐火性能強化を義務化する防火規制条例による不燃化の促進等により、密集市街地の改善を進めることとしております。

次に、川崎都市計画防災街区整備方針でございます。

川崎都市計画防災街区整備方針とは、防災上課題のある密集市街地において、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な土地利用を図るための整備方針でございます。本整備方針では、本地区を防災再開発促進地区に指定し、建築物の不燃化や耐震化を促進するとともに、道路・公園・広場等の整備を進めることにより、延焼の拡大防止や避難地、避難路の確保を図ることとし、整備改善に当たっては、防災街区整備地区計画等の各種手法を用い、効果的な整備の実現を目指すこととしております。

次に、南武支線沿線まちづくり方針でございます。

南武支線沿線まちづくり方針とは、沿線地域の持続的な発展を図るため、市民・事業者・行政が目指すべき将来像を示すものでございます。本地区を含む小田周辺戦略エリアは、防災まちづくりをきっかけに住環境の改善や地域の活性化などの効果的・効率的な取組を行い、複数施策が連担した短中期的な戦略的取組を推進することとしております。

最後に、小田周辺戦略エリア整備プログラムでございます。

小田周辺戦略エリア整備プログラムとは、南武支線沿線まちづくり方針に示す将来像の実現に向け、戦略的取組の10年間の方針・スケジュールを示すものでございます。本整備プログラムにて方針・スケジュールを示すことで市民・事業者・行政が共有し、戦略的取組を着実に推進することとしております。

続いて、不燃化重点対策地区の取組について御説明いたします。

まず、不燃化重点対策地区とは、地震による火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生じるおそれのある地区であり、川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例により、平成29年3月に小田周辺地区を不燃化重点対策地区に指定しておりまして、一定規模以下の建築物の新築等に際して防火規制の強化を義務づけております。

次に、不燃化重点対策地区における改善の取組について御説明いたします。

改善の取組といたしましては、不燃化推進条例による規制により、新築等の際に原則として準耐火建築物等以上とすることを義務づけ、老朽建築物の解体や耐火性能の強化に対する補助等の支援制度により建築物の不燃化を推進しております。

次に、不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の改善状況について御説明いたします。

想定焼失棟数とは、大規模地震等で火災活動が行えないと仮定した場合、出火後の燃え広がりやすさを示すもので、ここでは1か所の出火により6時間後に燃え尽きると想定される棟数の平均を示します。

本市では、火災死者数の削減に寄与する想定焼失棟数の削減率を目標に設定しており、スクリーンのイメージ図のとおり、不燃化の推進により想定焼失棟数の削減が図られているところでございます。スクリーン下部の目標の達成状況では、想定焼失棟数の削減割合を平成21年の地震被害想定調査との比較で、令和2年度で30%、令和7年度で35%の削減を目標としております。実績値につきましては、令和2年度及び令和7年度のいずれも目標を達成してございます。想定焼失棟数については、これまでの不燃化等の対策等により着実な改善が見られております。

次に、不燃化重点対策地区における延焼クラスターの改善状況について御説明いたします。

延焼クラスターとは、大規模地震等で消火活動が行えないと想定した場合、出火後、延焼が拡大する可能性のある範囲を示しておりまして、この範囲が小さくなりますと地区の火災延焼リスクが低くなると言えます。スクリーンの図は、平成21年と令和6年の比較でございまして、着色部分が焼失する建物を表しております。延焼クラスターの面積は減少しておりますが、地図上の赤枠で囲っている不燃化重点対策地区内の構成棟数については、敷地分割の影響などにより増加していることから、小田周辺地区における延焼クラスターについては改善が見られておりません。

次に、これまでの地域住民への説明の経緯について御説明いたします。

地域住民との対話の場として、平成31年度から小田地区の町内会の皆様と小田地区防災まちづくり懇談会や小田地区まちづくり協議会を実施し、まちの防災上の課題について議論を重ねてまいりました。また、令和4年から令和6年にかけてアンケートを実施しております。これらの取組を通じて、まちの課題への対応策として地区計画で対応していくことが必要であるということを確認したところでございます。

不燃化重点対策地区の取組についての御説明は以上でございます。

それでは、都市計画案について御説明いたします。

初めに、地区計画制度について御説明いたします。

用途地域や都市施設が広域の土地利用を調整・実現するものであるのに対し、地区計画等は、街区単位できめ細やかな市街地像を実現するものであり、関係権利者の意向を踏まえつつ、その地域特性に合ったまちづくりを行うための制度でございます。

次に、防災街区整備地区計画について御説明いたします。

防災街区整備地区計画は、地区計画等の一つの手法であり、密集市街地の区域内において、火事または地震が発生した場合に延焼防止及び避難上確保されるべき機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的として創設され、防災機能が著しく低い密集市街地について、防火のための建築物の構造制限など、特別な計画事項を定めることのできる地区計画でございます。

また、密集市街地における防災街区の整備に関する法律、第3条第2項では、先ほど御説明いたしました防災街区整備方針に従い防災街区の整備の促進をするため、防災街区整備地区計画の決定など、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

それでは、防災街区整備地区計画の内容について御説明いたします。

スクリーンには計画図をお示ししており、御説明する箇所を赤枠で表示しております。防災街区整備地区計画の名称は、小田周辺地区防災街区整備地区計画、位置は川崎市川崎区小田1丁目から7丁目、浅田1丁目から4丁目地内、面積は約9.1ヘクタールでございます。

次に、防災街区整備地区計画の目標でございます。

防災街区整備方針において、防災再開発促進地区に指定し、防災街区整備地区計画などの各種手法を用い、効果的な整備の実現を目指すとしており、川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例では、一定規模の建築物の新築等に際して防火規制の強化を義務づけております。また、小田周辺戦略エリア整備プログラムにおいて、密集市街地改善の取組を進めるとともに、地域住民との協働の取組として、地域の防災上の課題や防災性の向上に向けたまちのルール必要性について議論を重ねてまいりました。

本計画では、延焼防止上及び避難上必要な機能確保の一層の推進のため、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることで災害に強いまちの実現及び良好な住環境を形成することを目標としております。

続いて、土地利用の方針でございます。

老朽木造建築物等の建て替えや共同化に合わせた建築物の不燃化や耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、良好な住環境を形成いたします。

続いて、地区防災施設の整備の方針でございます。

地区防災施設とは、災害時に延焼防止や避難のための機能を確保するための防災公共施

設のことでございまして、本計画では、大規模地震等の災害時における円滑な地区外避難及び消火活動のため、特に防災上重要な道路を地区防災施設として選定し、災害時に有効に機能するよう適切な維持管理等により保全を図ります。

次に、建築物等の整備の方針でございまして。

災害に強いまち及び良好な住環境の形成を図るため、建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣または柵の構造の制限について必要な基準を定めます。

続いて、地区防災施設の区域について御説明いたします。

お手元の資料では4ページと6ページでございまして。

地域に対して災害時における円滑な地区外避難及び消火活動のため、既設の道路を地区防災施設として選定し、幅員ごとに地区防災道路1号から11号まで位置づけます。本計画で規定する地区防災道路は直ちに拡幅工事等を行うものでなく、災害時に有効に機能するよう適切な維持管理等により保全を図っていくものでございまして。

それでは、主な地区防災道路について御説明いたします。

スクリーンには、地区防災道路1号をお示ししております。幅員6.3メートルから8.2メートル、延長は約630メートルでございまして。こちらは地区防災道路2号、幅員4.5メートルから5.4メートル、延長約820メートルでございまして。次に、地区防災道路3号、幅員7.2メートルから25.6メートル、延長約660メートルでございまして。そのほか、地区防災道路4号から11号はスクリーンにお示ししているとおりでございまして。詳細につきましてはお手元の資料6ページを御確認ください。

続いて、防災街区整備地区整備計画について御説明いたします。

お手元の資料では4ページでございまして。

まず、建築物の構造に関する防火上必要な制限でございまして。地階を除く階数が2以下であり、かつ延べ面積が500平方メートル以下である建築物の構造を制限いたします。本制限は、既に川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例で規制しておりますが、本計画においても同様に規定することで小田周辺地区で講じるべき措置を一般に広くお示しすることができ、上位計画に即することで施策上の一貫性をもって取組を行うことができることとなります。

次に、建築物等の用途の制限でございまして。

住宅戸数密度の上昇を抑制するため、住戸の床面積が20平方メートル以上のものを除き長屋・共同住宅を制限いたします。既に20平方メートル未満の住戸については、今後とも使用可能ですが、再建築の際には規制が適用されることとなります。

次に、建築物の敷地面積の最低限度でございまして。

住戸戸数密度の上昇の抑制やさらなる延焼抑制のため、65平方メートル未満の敷地への分割を規制いたします。既に65平方メートル未満の敷地については、今後とも建築可能でございまして。

次に、垣または柵の制限でございます。

避難性の向上のため、現状、建築基準法上の道路として扱われている路線に加えて、計画図にお示しする建築基準法上、道路として扱われていない対象路線に沿って設ける垣または柵の制限は、0.6メートルを超える高さの部分については、組積造、補強コンクリートブロック造などの構造としてはならないと制限いたします。既に設置されているものについては今後も使用可能でございますが、再築造の際には規制が適用されます。

スクリーンには計画図をお示ししております。

お手元の資料では6ページでございます。

計画図には、建築基準法上、道路として扱われていない対象路線を赤色の破線でお示ししております。

次に、防災街区整備地区計画を決定する理由でございます。

本地区では、これまでの密集市街地改善の取組や地域住民との協働の取組を踏まえ、延焼防止上及び避難上必要な機能確保を一層推進するため必要な規制を行い、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることで災害に強いまちの実現及び良好な住環境の形成を目指すため、防災街区整備地区計画を決定しようとするものでございます。

続きまして、都市計画案の策定経過について御説明いたします。

令和7年3月26日に都市計画の素案について説明会を開催しております。説明会后、3月27日から4月10日まで素案の縦覧を行いました。公述意見の申出はございませんでした。原案縦覧につきましては、7月2日から7月15日まで、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例の規定に基づく縦覧を行い、2通の意見書の提出がございました。その後、12月12日から12月26日まで都市計画法第17条の規定に基づき案の縦覧を行ったところ、1通の意見書の提出がございました。

続きまして、都市計画（原案）に対する意見の要旨と市の考え方、並びに都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方について御説明いたします。

お手元のタブレット端末に別冊資料1及び2のファイルを入れてございます。

まず、都市計画（原案）に対する意見の要旨と市の考え方について御説明いたします。

資料につきましては、別冊資料1でございます。

都市計画（原案）につきましては、2通の反対意見をいただいております。

1通目は、建築物の敷地面積の最低限度についての御意見でございます。

敷地面積65平方メートル以上の規制をかけると小田地区の土地価格が下落する懸念があるため。

これに対する市の考え方でございますが、本地区の延焼クラスターの改善状況については、建築物の敷地面積を細かく分割することにより改善が見られないことから、建築物の敷地面積の最低限度を設け、小規模な宅地への分割を抑制することで火災延焼リスクを低減させることを目指してまいります。土地の価格の変動には様々な要因が関与しており、この規制が直ちに土地価格の下落を招くとは言えないと考えております。

2通目は、都市計画全般についての御意見でございます。

建物建築については現状でも下記の規定が定められており、さらに規定を設けることは望みません。

これに対する市の考え方でございますが、本地区は「防災再開発促進地区」に指定しており、延焼の拡大防止や避難地、避難路の確保を図ってまいりました。また、不燃化重点対策地区に指定し、一定規模以下の建築物の新築等に際して耐火性能の強化を義務づけております。本計画では、それらの取組に加え、延焼防止上及び避難上必要な機能確保を一層推進するため、必要な制限を行うことで防災に強いまちの実現及び良好な住環境の形成を目指してまいります。

なお、本地区につきましては、平成31年度より懇談会や協議会を開催するなど、地域の方々と課題を議論するとともに、権利者宛てにアンケートを行うなど、広く権利者の皆様に御理解をいただけるよう努めてまいりましたが、このような反対意見を権利者の方からいただいたことから、さらなる御理解をいただく必要があると考え、令和7年9月から10月にかけて7回のオープンハウス型の説明会を実施し、合計で23名の方に御参加をいただきました。御出席いただいた方からの主な御意見といたしましては、敷地の小割やワンルームは課題であり、今後も勢いをもって進めてほしいといった御意見をいただいた一方で、2分割できないと買取価格が下がるのは困るといった御意見も一部ございました。説明会に御参加いただいた方から、こうした疑問や不安について、本計画を策定する意義ですとか必要性を御説明することで、おおむね御理解をいただいたところでございます。

次に、都市計画（案）に対する意見の要旨と市の考え方について御説明いたします。

資料につきましては、別冊資料2でございます。

都市計画（案）につきましては、1通の賛成意見をいただいております。

都市計画全般についての御意見でございますが、現在、策定を検討されている地区計画は、まちづくり基準よりも強制力があり、基準を遵守しなくても建築確認が許可されるという不合理が生じていることから積極的に当計画を進めてください。

これに対する市の考え方でございますが、小田周辺地区は、耐火性能の強化を義務づけるなど、これまで密集市街地改善の取組を行ってきました。本防災街区整備地区計画を決定することにより、それらの取組に加え延焼防止上及び避難上必要な機能確保を一層推進し、災害に強いまちの実現及び良好な住環境の形成を目指してまいります。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(中村会長)

ありがとうございました。議案の内容につきましては以上のとおりでございます。

それでは、諮問第513号について御審議をお願いいたします。御意見、御質問のございます方は、どうぞ挙手の上、御発言ください。

田倉委員、どうぞ。

(田倉委員)

御説明ありがとうございます。土地をそんなに分割しないというか、分割することによって価値が下落するというような地域の住民の御意見があったと思うんですが、私の個人的見解からすると、やはり土地をまとめたほうが延焼リスクというのは当然下がるわけですから、狭くなるというのは仕方がない部分があると思うんですね。制限をかけるのは当然のことも感じるのですが、その点についての御意見をまずお聞かせください。

(中村会長)

結構です。

それでは、事務局、どうぞお願いします。

(双川担当係長)

防災まちづくり推進課担当係長、双川と申します。よろしくお願ひいたします。

今の土地の分割についての見解の御質問でございますが、まず、御指摘のとおり、国土交通省の研究等では、おおむね敷地が100平米以上になっている市街地のほうが全体的に地価が上がるといった研究データもございます。研究結果もございます。それと、地価自体の点で言いますと、一つの地勢で上がったり下がったりするものではなく、社会的な状況、経済的な状況、近くで大きな開発があるとか、外部要因もありまして地価というのは変化していきますので、一概にこの規制のみで下がるというものではないと認識しております。

また、説明の中でございましたが、それよりもこのまちが安全に誰もが安全に暮らせるようになるということで、地域全体の価値が上がるということで、私どもは安全性及び住環境の改善ということで意義がある規制というふうに認識しております。

以上でございます。

(中村会長)

田倉委員。

(田倉委員)

それでよろしいと思うんですね。もう一個の意見も似たような意見だと思いますので、その方針でやっていただきたいのですが、今日は、危機管理の方はいらっしゃっていないのでしょうか。いらしていない。

ここの地区で、私、2年前のまちづくり委員会のときにも空地の利用ということで発言させていただいたのですが、それとは別に、これと避難場所が小田小と浅田小になっていると思うんですね。火事が起こりやすい場所というのが想定されていて、風向き関係でどちらに火が燃え広がっていくかということは、正確に住民が把握する必要があると思うんです。私、東京都議会議員の秘書を板橋区でやっていた頃に、木密地区も板橋区も多かったものですから、やっぱり避難所と広域避難場所というものを混同していらっしゃる住民の方というのが非常に多いというのが課題だと感じました。

ですので、本市において、一時集合場所というものを設定されていないんじゃないかなというふうな率直な感想があるんですけども、町会ごとであるとかコミュニティごとに、

例えば風向きが当然季節によってある程度決まっていると思うんですけども、気温の関係で。小田小と浅田小にそれぞれ町会ごとに逃げる場所になっていると思うんですけども、場合によっては県立の、あっちの市境でございますので、県立の高校もでございます。そういった方向にどの時点で火事が上がったか、デマにだまされないということが、デマというか、常識にとらわれないということも必要ですし、あっちから火事だというときに、自分でちゃんと判断できるようにすることが重要だと考えておりますけれども、今の点についていかがですか。

(中村会長)

事務局、いかがでしょうか。

(双川担当係長)

防災まちづくり推進課、双川でございます。

危機管理部署の出席は本日ないのですが、地域の防災についてちょっと認識していることでお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、御自宅が壊れてしまって過ごせなくなったために、その後の生活の場である避難所と、広域避難場所、大火の際に逃げ込む広域避難場所については、地域の皆様あまりその違いを認識していないというのは御指摘のとおりでございます。私ども地域の方とお話ししていてそう感じるがあります。

この小田地域では、小田公園という都市計画公園がございます。広域避難場所に指定されていますので、何かあった、特に大火の際はそちらに逃げてくださいという案内を機会を捉えて私ども、特に子供たちにそういう啓発をしております。一時広域避難場所については、指定がまだないのですが、これまでの地域の方との意見交換の場がございます、協議会の形を取っております。そういう場で今までの取組ですとか、一時広域避難場所の指定みたいところを計画していくというのは私どもの部署の仕事だと思いますので、今後そういった形での啓発を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(中村会長)

田倉委員。

(田倉委員)

子供、特にお子さんが自分で判断できるというのは、私も文教委員会副委員長ですけども、探究2.0ということで来年度から自分の頭で考えるという教育を進めていくということですので、そこに期待したいところであります。

ただ他方で、会派でも指摘していますけれども、私個人も指摘していますが、マイ・タイムライン等の、地震に限らず、マイ・タイムラインの普及というのがなかなか広がらない中で、例えば私が板橋区で秘書をしていた頃に提案していたというか、実際、御家庭でやられているのでいいなと思ったと言えいいでしょうか、そうすると、冷蔵庫に貼っておくとか、家族の連絡先とか、そういうお金のかからないような工夫をしていくことが、

いざ発災したときに死者を出さないための工夫としては非常に大変重要なことだと思っておりますので、ぜひそういった点、十分に今の御答弁の中で取り組まれているんだなという感じでしたので、取組のなお一層の充実をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

(中村会長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい。それでは、出尽くしたようでございますので、御質問等はこれまでにさせていただきまして、これより採決に入りたいと思います。

それでは、諮問第513号「川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 総員挙手 ——

(中村会長)

ありがとうございます。総員の賛成をもちまして原案どおり可決されました。本日付で市長宛て答申をいたします。

続きまして、諮問第514号「川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

ただいま、関係職員の入替わりを準備しておりますが、関係職員といたしまして、建設緑政局みどりの保全整備課から職員が出席をいたしております。

—— 関係職員入替え ——

(中村会長) それでは、準備が整いましたら事務局から説明をお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

(吉尾担当課長)

説明させていただきます。

それでは、諮問第514号「川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）」について御説明いたします。

お手元のタブレット端末のファイル1-2、諮問第514号、特別緑地保全地区の変更をお開きいただき御覧ください。

初めに、本市における緑地保全の取組について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。

本市では、平成30年3月に改定した川崎市緑の基本計画において、市域の骨格を形成する多摩丘陵軸や多摩川崖線軸に残された樹林地をはじめとして、市域に残る貴重な緑の

保全を推進することとしております。

また、緑地を保全する制度としましては、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、条例に基づく緑の保全地域、要綱による緑地保全協定、ふれあいの森などがございます。これらの緑地保全制度を効果的かつ段階的に活用し、土地所有者の理解と協力を得ながら緑地保全施策を推進しております。

次に、本市では、適切かつ効果的な保全施策を講じるため、緑地総合評価制度を実施しており、市域の1,000平方メートル以上の緑地について現状を把握し、植生・地形等の自然的条件、歴史・文化等の社会的条件、市民要望等の計画条件を評価し、A・B・Cによる3段階のランクを設定し、Aランクは優先的に保全を図るべき樹林地とするなど、緑地総合評価を行い、優先順位を明らかにしております。

次に、本審議の対象となる特別緑地保全地区の制度の概要について御説明いたします。

特別緑地保全地区は、都市緑地法で定められた制度で、風致や景観に優れるなど、良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するために定める地区であり、緑地を恒久的に保全するための制度でございます。そのため、特別緑地保全地区では、建築物、その他の工作物の新築や、宅地造成、木竹の伐採などの緑地の保全に支障となる行為は制限が課されることとなります。

特別緑地保全地区の指定対象としましては、都市緑地法第12条第1項第3号における健全な生活環境を確保するために必要であり、かつ、風致または景観に優れている緑地、または動植物の生息、生育地として適正に保全をする必要がある緑地が対象となります。

本市における特別緑地保全地区の指定条件は、緑地総合評価がAランクの場合、おおむね0.3ヘクタール以上の樹林地、または市街化区域にあるおおむね0.1から0.3ヘクタールの樹林地で、地元要望があり、かつ市民による保全管理が図られる樹林地などとしております。

緑地総合評価がBランク以上の場合、多摩丘陵軸及び多摩川崖線軸のおおむね0.3ヘクタール以上の樹林地としております。なお、昨年、令和7年3月28日告示時点で82地区、面積約141.2ヘクタールを指定しております。

それでは、諮問第514号「川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）」について御説明いたします。

初めに、変更する水沢特別緑地保全地区は御覧の地区でございます。

方位はスクリーン上が北となり、市域全体の中での位置につきましては左下の図でお示ししており、当地区は宮前区水沢2丁目に位置しております。

初めに、周辺との位置関係について御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。資料2ページの位置図も併せて御覧ください。

都市計画道路との位置関係でございますが、当地区周辺には、都市計画道路尻手黒川線、梶ヶ谷菅生線などが位置しております。今回変更するのは水沢特別緑地保全地区でございます。

それでは、指定範囲等について御説明いたします。

スクリーンは水沢特別緑地保全地区の計画図をお示ししております。資料3ページも併せて御覧ください。

今回、都市計画変更する区域は、スクリーン赤枠で囲まれた区域でございます。都市計画決定の経緯ですが、水沢特別緑地保全地区は平成23年に都市計画決定し、平成25年2月及び12月に区域拡大に関する都市計画変更をしております。今回はその黄色の区域から赤色の区域に拡大をしようとするものでございます。

次に、周辺状況でございます。

スクリーンには、当地区周辺で既に都市計画決定している特別緑地保全地区や公園等をお示ししております。今回、赤枠の区域につきまして緑地総合評価がAランクの位置づけであり、また、宅地化が進行する当地区周辺において、貴重な風致・景観の構成要素となっております。そして、今回、地権者の方の合意が得られましたので区域を拡大しようとするものでございます。

続きまして、植生図について御説明します。

資料4ページも併せて御覧ください。

拡大する区域には、落葉広葉樹林が見られ良好な樹林地となっております。こちらが地区内の様子でございます。

続きまして、今回変更する二つ目の五力田寺谷戸特別緑地保全地区は、御覧の地区でございます。方位はスクリーン上が北でございます。市域全体の中での位置については、左下の図でお示ししており、麻生区五力田の市街化調整区域に位置しております。

周辺との位置関係についてスクリーンのほうを御覧ください。資料5ページの位置図も併せて御覧ください。

鉄道との位置関係ですが、当地区周辺には、小田急多摩線の五月台駅が位置しております。また、都市計画道路との位置関係でございますが、都市計画道路尻手黒川線、世田谷町田線などが位置しております。今回変更するのは、五力田寺谷戸特別緑地保全地区でございます。

それでは、指定範囲等について御説明いたします。

スクリーンは五力田寺谷戸特別緑地保全地区の計画図をお示ししており、資料6ページも併せて御覧ください。

今回、都市計画変更する区域は、スクリーン赤枠で囲まれた区域でございます。都市計画変更の経緯ですが、五力田寺谷戸特別緑地保全地区は、平成21年に都市計画決定しております。今回はその黄色の区域から赤色の区域に拡大しようとするものでございます。

次に、周辺状況でございます。

スクリーンは当地区周辺で既に都市計画決定している特別緑地保全地区や公園などがございます。今回、赤枠の区域につきまして緑地総合評価がAランクの位置づけであり、また、樹木や林床植物のほか、多様な動植物の生息・生育空間となっております。このたび

地権者の方の合意が得られましたので、既存の区域を拡大しようとするものです。

続きまして、植生図についてでございます。

資料7ページも併せて御覧ください。

拡大する区域には、竹林、落葉広葉樹林が見られ、既存区域と一体となり良好な樹林地となっております。こちらが当地区南側からの様子でございます。赤線より上側の区域が今回拡大するおおむねの範囲でございます。

それでは、計画書について御説明します。

スクリーンのほうを御覧ください。資料のほうは8ページの左側でございます。

今回変更する地区の名称及び変更後の面積をお示ししております。水沢特別緑地保全地区は、面積約0.9ヘクタールから約0.1ヘクタール拡大し、合計で約1.0ヘクタールに変更するものでございます。五力田寺谷戸特別緑地保全地区は、面積約0.6ヘクタールから約0.4ヘクタール拡大し、合計で約1.0ヘクタールに変更するものでございます。

次に、変更する理由でございますが、資料8ページ、右側を併せて御覧ください。

水沢特別緑地保全地区は、広域的な緑のネットワークを形成している緑地となっており、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっていることから、都市緑地法第12条第1項第3号のイ、風致または景観が優れている緑地に該当し、かつ住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして区域変更するものでございます。

次に、五力田寺谷戸特別緑地保全地区は、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっております。

里地景観の構成要素の一つとして優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっていることから、都市緑地法第12条第1項第3号のロ、動植物の生息地として保全すべき緑地に該当し、かつ住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして区域を変更するものでございます。

最後に、都市計画案策定の経緯でございます。

令和8年1月19日から2月2日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

諮問第514号「川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）」の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

(中村会長)

ありがとうございました。議案の内容につきましては以上のおりでございます。

それでは、諮問第514号について御審議をお願いいたします。

水庭委員、どうぞ。

(水庭委員)

特別緑地保全地区が面積を拡大するということは大変川崎市の緑地にとって素晴らしいことだと思って聞いておりました。

2点ほど質問がございまして、一つは、特に五力田寺谷戸地区については、多種多様な動植物が保全されることを期待してということが文言の中にございまして、特別な何か動植物が確認できたとか、モニタリングの状況等を教えていただければと思います。

それから、もう一つですけれども、保全地区に指定されたときに管理団体などがあるかと思うんですが、状況について2地区それぞれを教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

(中村会長)

質問が2点でございました。事務局のほうよろしくお願いたします。

(渡邊課長)

まず1点、五力田のほうにつきましては、現状まだ民有地で地権者の方が管理されている土地になっております。なので、詳しい状況の確認はしておりませんが、もともと1000平方メートル以上の緑地について川崎市全体で調べている中で、市街化調整区域になっているところがありまして、周辺状況からも非常に樹林地が多様な状況を示していることから、我々としては条件として生物多様性保全を目指して指定するものでございます。

2点目ですけれども、両地区の状況管理なんですけれども、最初の五力田につきましては、まだ地権者さんが土地を管理している状況でございますので、この地区に指定した後、地権者との間で協定を結ばせていただいて、良好な樹林を維持していくためのサポートをさせていただこうと思っております。

一方、水沢のほうの土地につきましては、現在、企業の維持管理の参画を受けておりまして、イオン系列の「まいばすけっと」さんが会社の福利厚生の一環として、社員の御家族の方たちが現地に来て非常に管理を積極的に実施していただいているところがございます。一昨年、令和6年3月に「まいばすけっと」さんとは協定を結んだんですけれども、その後、皆さんで藪だったところを切り開きまして植樹をさせていただいて、今、その植樹を一生懸命、お子さんたちも含めて管理していただいている状況でございます。

以上でございます。

(中村会長)

水庭委員、どうぞ。

(水庭委員)

ありがとうございました。五力田寺谷戸のほうは、管理団体等は特にございませんが、市のほうでサポートしているという認識でよろしいですか。

(渡邊課長)

これから地権者の方との協定を結ばせていただいてサポートに入っていくということになりますので、まだこれからの取組です。

(中村会長)

既存のところは。

(渡邊課長)

既存のところは、まだサポートはしておりません。

(中村会長)

していない。

水庭委員、どうぞ。

(水庭委員)

ありがとうございます。良好な緑地を特に保全するということですので、適切な管理が必要かと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(中村会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

田倉委員、どうぞ

(田倉委員)

今、水庭委員のほうから御指摘がありました民間企業との連携ということは非常にすばらしいことだと思います。体験も、その中で子供たちも体験が生まれると思いますので、非常によいと思っております。たまたま今うちの会派のほうにこのパンフレットがあったのであれですけど、かながわトラストみどり財団という公益財団法人ですね。これを見ると、横浜には2か所あって川崎にはないそうなんですけれども、そうした政令指定都市から連携が生まれにくいのかなというのをこれ今ぱっと見て思ったんですけれども、その点についてはいかがですか。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(渡邊課長)

政令指定都市だからということではなくて、やはりトラスト財団さんも実際に現場ですとか、サポートの状況とか、あと配置状況とか、あと実際にトラストさんとしてのサポートを入れるエリアというのを決められているところもございますので、そういう中でもというお話をさせていただいているところがございますが、今回の水沢の特別緑地保全地区につきましては、「まいばすけっと」さんが頭を取っているんですけども、実はトラストさんもサポートに入って一緒に協定を組ませていただいているところがございまして、いわゆる技術的なサポートのほうをトラストのほうでしていただいている状況にございます。

(中村会長)

田倉委員、どうぞ。

(田倉委員)

大変よく分かりました。やはりそういった複合的な関係というのがあったほうがよいと思っています。

あと、これ意見、要望にとどめますけれども、北部市場の再編もある中で、市場も花卉

市場もあるわけですから、市場の中にグリーンを配置していくことで、より広い緑の面積というものを確保することも可能だと思っておりますので、そういった点に御留意していただきたいと。また、美しが丘に抜けるほう、青葉区のほうに抜ける道は、本市が取得率100%よりも進んでいないという現状は、我が会派の織田委員中心に、自民党の矢沢さんなんかもいろいろやっていると思いますけれども、そういった点もにらみながら、地域のをやってほしいんですね。

これは意見、要望ですが、その上で、いわゆる緑の回廊、グリーンコリドーというのが林野庁が進めている中で非常にある中で、本市の場合、グリーンコリドーということについて、次の一般質問で取り扱おうと思っておりますけれども、グリーンコリドーの考え方についてはいかがなんでしょうか。国有地、国有林中心というのはもう当たり前の話として、緑の連続性という意味の文脈でお答えいただけたらありがたいんですけれども。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(渡邊課長)

今、御指摘の制度については、あくまでも国の制度として進めているということになりますけれども、川崎市として緑の連続性についての話につきましては、緑の基本計画の中でネットワークの重要性を訴えさせていただいております、その中で実際の課題に向けてネットワークも基にしてということとさせていただきますけれども、一番分かりやすい話で言いますと、遊歩道の設定を我々はさせていただいております。皆さん、市内の健康増進も含めて緑を学べるということで遊歩道設定をしております、これを市民の皆さん、ホームページも含めて公開させていただいて、こういう特別緑地保全地区の中を歩いたりとか、寺社仏閣の緑を見て歩くということを目的に散策路の設定をさせていただいております、これを楽しんでいただくことによって緑に親しんでいただくことを進めているところでございます。

以上でございます。

(中村会長)

田倉委員。

(田倉委員)

お答えをいただいてありがとうございます。私も寺社仏閣を見ながらとか、鳥の声を聞きながら散歩するのを趣味としておりますので、そういった本市の緑の連続性の取組ということの基本計画の中で定めているということについては非常に素晴らしいことだと考えております。

他方で、先週ですか、鹿が奈良公園から大阪に来たのかというニュースもあつたりですか、本市で言うとイノシシが出たというのが、イノシシがずっと本市の中、横浜をうろうろするとございましたよね。また熊が山形のほうとか東北のほうでは、これグリーンコリドーのデメリットと文脈で言われることもあるそうですけれども、そうした野生動物に

関しては、庭で死なれると困るとか、保健所との関係ですけどね。グリーンコリドールのメリットについての御認識というのはございますか。

(中村会長)

事務局いかがでしょうか。

(渡邊課長)

川崎市においては市街化区域が88%を占めるというところで、実際の市街化調整区域そのもの自体も黒川、早野、片平の一部というところで、今回五力田のところがございますが、なかなか市街地に面しているところで、なかなかそういう野生動物というのが発生するという状況にはないというところがございますので、今のところ見地としては持っていないところでございます。

(中村会長)

田倉委員。

(田倉委員)

本市の場合は、私の明治大学から馬が走ったというのは明るいニュースでよかったですけども、現実にはイノシシが市内を走り回って大変だったということ、事象としては少ないですけども、今後、緑を増やすという一方で、地域住民の安全といえますか、野生動物がもたらす被害というものもあるかもしれませんので、そういった点に注意して進めていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

(中村会長)

どうもありがとうございます。他に質問、意見などございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員)

この緑の保全に関しては非常にすばらしい取組だと思っていまして、今、特別緑地地区の中のいわゆる遊歩道もこれからなんですかね。できるというのは非常に市民としても楽しみなんですけど、水沢のほうは土地鑑があるんであれなんですけど、いずれにしても、多分これ、どちらもせっかくのこの緑を市民がここに行きたいと思ってもなかなか行きづらいという場所だと思うんですね。そうしたときに、例えば車で行く駐車場とか、その辺の何か交通手段の整備というのはどうなっていますでしょうか。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(渡邊課長)

川崎市で緑地保全を進めているところにつきましては、全てが市民がアクセスできるような状態のものではないというふうに考えております。もちろん我々としても市民が共有できるように探索路を設けたりですとか、広場を設けたりというところは造っている土地もございますが、実質上、今回の特別保全地区の五力田ですとか水沢については、基本的

には、存在効用を狙っている緑地というところがございまして、市民が直接中に入ってという状況というのを期待しているところではございません。なので、実際には、水沢についても五力田についても、かなり土地的には奥まったところにあるところがございしますので、そういう意味では交通の便は悪いんですけども、そういう市民のアクセスというよりは、環境として残していくということが大事な目的として位置づけさせていただいております。

(中村会長)

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員)

こちらについては今の説明でよく分かりました。水沢はほかにも周辺にいろいろ緑地地区とかありますので、せっかく緑の保全という大切さを広く市民にPRするためには、実際に、別にここじゃなくていいんですけども、そういうPRをする場をぜひ設けていただいて、そこに市民がアクセスできる、交通アクセスできるような手段を考えていただければと思います。

以上です。

(中村会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。ございますでしょうか。

それでは、出尽くしたようでございますので、御質問等はこれまでとさせていただきます、これより採決に入りたいと思います。

諮問第514号「川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 総員挙手 ——

(中村会長)

どうもありがとうございます。

総員の賛成をもちまして原案どおり可決されました。本日付で市長宛て答申をいたします。

ここで職員が入れ替わりますのでしばしお待ちください。

—— 関係職員入替え ——

(中村会長)

それでは、続きまして、その他報告案件のほうに移りたいと思います。

その他報告案件といたしましては、京急大師線連続立体交差事業の今後の進め方についてということでございます。なお、関係職員といたしまして建設緑政局道路河川整備部道

路整備課立体交差担当職員が出席をしております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

(吉尾担当課長)

それでは、京浜急行大師線連続立体交差事業の今後の進め方について御説明いたします。

お手元のタブレット端末の2-1、その他報告、京急大師線のファイルをお開きください。

本市では、京浜急行大師線につきまして、平成5年に都市計画決定し、連続立体交差事業を進めているところでございますが、進捗等を踏まえた都市計画変更に向け、来年度、本審議会への諮問を予定しております。本件につきましては、平成29年11月並びに平成31年3月の本審議会におきまして、一部区間の事業の中止、都市計画変更に向けた方針などについて御報告をさせていただいておりますが、その後の動向、現在までの取組、今後の取組に関しまして本日御報告をさせていただきます。

なお、本件につきましては、今月、3月11日に市議会の常任委員会のまちづくり委員会においても報告されたところとなっております。

画面の表紙を1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

事業概要でございます。

本事業につきましては、資料左上のとおり、平成5年に京急川崎駅から小島新田駅までの全線約5キロメートルを都市計画決定し、資料上段、ア、平面図の右側、川崎大師駅から小島新田駅までを1期区間、左側、京急川崎駅から川崎大師駅までを2期区間として、平成6年に都市計画事業認可を受け事業に着手してございますが、その後、2期区間については事業が中止されております。

1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。

(2) 2期区間に係る事業の主な経緯でございます。

平成29年に、川崎市公共事業評価審査委員会の審議を踏まえ、1期区間は事業継続、2期区間は中止とされております。その後、平成31年に、2期区間中止に伴う今後の進め方といたしまして、鈴木町駅すり付けの都市計画決定及び2期区間の都市計画廃止手続を行うこと、対策の必要性が高い京急川崎(大)第2踏切については、鉄道アンダー案を基本に検討を進めること、1期区間の事業完了を最優先に取り組むことから、京急川崎(大)第2踏切対策の着手時期は、1期区間の完了後とすることなどを公表しております。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大規模投資的事業の見直しや、本市公共事業評価審査委員会において、本事業の取組・対応の検討を進めながら、令和7年1月に1期②区間の事業推進及び必要な都市計画手続を進めることを公表しております。

このような経過により、令和8年1月から2月にかけて、2期区間の中止により連続立体交差事業の代替となる新たな踏切対策につきまして、地域への説明・アンケート及び有識者へのヒアリングを実施したところでございます。

1 枚おめくりいただき、4 ページを御覧ください。

2、地域説明・アンケート、(1) 踏切対策でございます。

初めに、ア、踏切の現況といたしまして、四つの踏切の交通量、遮断時間などをお示ししております。

次に、イ、踏切対策の取組の推進に向けてといたしまして、2 期区間の中止に伴い、代替となる踏切対策について今後の方向性を定め、事業実施に向けた検討など取組を推進するとしております。

1 枚おめくりいただき、5 ページを御覧ください。

ウ、京急川崎（大）第2踏切の踏切対策でございます。

京急川崎（大）第2踏切につきましては、踏切部分の鉄道を地下化することで国道409号と京浜急行大師線とを立体交差化する鉄道アンダー案の検討を行っております。資料右下、取組の推進といたしまして、事業実施に向けた検討及び関係機関との協議・調整を進めるとともに、沿線地域に対して立体交差化の概要や、想定される影響と対策などについて御説明し、治水安全性の確保や沿線地域への影響の低減が図られた計画となるよう取組を進めるとしております。

1 枚おめくりいただき、6 ページを御覧ください。

エ、京急川崎（大）第1踏切・港町第1踏切・港町第3踏切の踏切対策でございます。

現状、費用便益比の勘案等において、抜本的な対策の実施は困難な状況であるため、短・中期的な取組として踏切の利用状況を踏まえるとともに、社会的な課題に考慮し、安全・安心につながる対策を引き続き実施するとし、資料右下、取組の推進といたしまして、各踏切について利用状況や地域の特性、利用されている方々及び鉄道事業者の意向等を踏まえながら有効な取組について実施を検討するとしております。

1 枚おめくりいただき、7 ページを御覧ください。

(2) 地域説明の概要でございます。

2 期区間の踏切対策の内容について、沿線各戸へのリーフレットの配布やオープンハウス型説明会などにより周知・説明を行いました。また、2 期区間に残される四つの踏切の利用実態を把握するとともに、新たな踏切対策に関する意見を伺い、今後の取組へ反映するためアンケート調査を実施いたしました。

1 枚おめくりいただき、8 ページを御覧ください。

(3) アンケートの結果、ア、回答者属性でございます。

アンケートの回答数につきましては1, 616件でございます。回答者の居住地につきましては、川崎区が約9割、回答者の年代につきましては30代から60代を中心に各年代から回答がございました。また、2 期区間事業中止の認知度につきましては、「事業の中止について聞いたことがある」などが約6割であった一方、「今回初めて中止を知った」などが約4割でございました。

1 枚おめくりいただき、9 ページを御覧ください。

イ、踏切利用状況でございます。

京急川崎（大）第2踏切につきましては、2期区間の踏切の中で利用頻度が最も高く、また、移動手段は自家用車の割合が高くなっております。一方、京急川崎（大）第1踏切など、三つの踏切につきましては、移動手段として徒歩の割合が高くなっております。また、移動目的として買い物・娯楽の割合が高く、次いで通勤の割合、港町第1踏切につきましては通院の割合も高くなっております。

1枚おめくりいただき、10ページを御覧ください。

ウ、京急川崎（大）第2踏切の踏切対策でございます。

鉄道アンダー案の理解度につきましては、「内容を理解できた」、「概ね理解できた」が約9割、また満足度につきましては「満足できる」、「概ね満足できる」が約8割でございます。また、鉄道アンダー案の実施で配慮してほしいことにつきましては、「早期の整備」の割合が高く、次いで「整備時及び整備後の堤防の安全」の割合が高くなっており、また、「整備時における事業範囲による沿線地域への影響」の割合も高くなっております。

1枚おめくりいただき、11ページを御覧ください。

エ、京急川崎（大）第1踏切・港町第1踏切・港町第3踏切の踏切対策でございます。

3踏切の踏切対策の理解度につきましては、「内容を理解できた」、「概ね理解できた」が約9割、また、満足度につきましては「満足できる」、「概ね満足できる」が約8割でございます。また、踏切利用者が望む踏切対策につきましては、歩行者などの安全確保に向けた対策の割合が高くなっております。

1枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。

オ、その他自由意見でございます。

お示ししております意見は主なものでございまして、これらに留意し、踏切対策に取り組むなど必要と考えております。

1枚おめくりいただき、13ページを御覧ください。

(4) 今後の取組に向けてでございます。

初めに、資料上段ア、地域説明・アンケートの結果（まとめ）を御覧ください。

地域アンケートでは1,616件の回答をいただくなど、本取組への関心の高さを確認できましたこと、新たな踏切対策について、多くの方に内容を御理解いただくとともに、取組の考え方や内容について、「満足」、「概ね満足」と回答をいただいたこと、京急川崎（大）第2踏切の踏切対策について、早期整備を求める意見が多く、また、実施に当たり配慮してほしいこととしまして、「堤防の安全、事業範囲による地域への影響」が多かったこと、京急川崎（大）第1踏切・港町第1踏切・港町第3踏切の踏切対策については、歩行者などの安全確保を求める意見が多かったこと、2期区間の事業中止の認知度は高いものの、「今回初めて中止を知った」、「事業について知らなかった」方もおり、周知に努めていく必要があることなどを取りまとめております。

次に、資料中段、有識者意見についてを御覧ください。

踏切対策の取組について、構造、事業評価、都市計画関係の有識者にヒアリングを実施いたしました。有識者からは、鉄道アンダー案について、「技術的な実現性はある。一方で、治水安全性の確保、沿線地域への影響の低減に向けてさらなる技術的な検討・検証が必要である。」「地域のニーズや利用状況を定期的に把握し、取組につなげていくこと。」「2期区間の踏切対策の検討状況や1期②区間の早期整備に向けた取組状況を踏まえ、都市計画変更手続に着手する市の姿勢は理解できる。一方で、代替案の確定には至っていないことから、引き続き鉄道事業者や河川管理者などとの協議に取り組むことと合わせて、検討の進捗状況について継続して地域へ説明していく姿勢が大切である」などの御意見をいただきました。

次に、資料下段、イ、今後の取組に向けてを御覧ください。

代替となる新たな踏切対策の事業実施に向けて、地域説明及びアンケートによる意見を踏まえ検討を進めるとともに、関係機関との協議・調整を進めてまいります。また、都市計画変更について手続着手に向けて引き続き丁寧に説明・周知をしてまいります。

1枚おめくりいただき、14ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。

資料上段に1期②区間、下段に2期区間のスケジュールをお示ししております。1期②区間につきましては、本日3月27日から環境影響評価準備書の公告・縦覧を開始し、4月に説明会が開催されます。都市計画手続に関しましては、1期②区間の都市計画変更及び2期区間の都市計画廃止につきましては、5月以降、都市計画の素案説明会の開催や素案の縦覧を行うなど、令和8年度末に本審議会での議案審議を予定しており、以降、事業の取組が進められることとなります。

説明は以上でございます。

(中村会長)

ありがとうございました。ただいまの報告事項につきましては、議案ではございませんので委員の皆様にご審議をお願いするという案件ではございませんが、御意見、御質問等がございましたらこの機会にお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

田倉委員、どうぞ。

(田倉委員)

これ1点だけ伺いたいんですけども、これはまちづくり委員会のときに、私、京急大師線の地下のことをやったんですが、洪水という意味では大丈夫だと思うんですが、津波のハザードマップには載っている地区であると思うんですね。たしかまちづくり委員会のときに、要するに洪水がないものとして避難マニュアルを策定していないというふうになっていたと記憶をしているんですが、備えることが一番重要でございまして、少なくともハザードマップの中に入っているものですから、その点のその後の状況だけ、民間の鉄道

会社との関係もありますので、この場で言えることと言えないことももしかしたらあるかもしれないんですけども、その1点だけ確認させていただいてもよろしいですか。

(中村会長)

事務局、どうぞお願いいたします。

(志村担当課長)

建設緑政局道路整備課でございます。

田倉委員のほうから以前御指摘のほうをいただいた件につきまして、1期①区間でございますが、大師橋駅の地下化で運行を開始しているところに対して、津波であったり、高潮であったり、そういうところの対策についてということで御指摘をいただいたところでございます。そちらにつきましては、鉄道事業者のほうに御指摘の旨をお伝えさせていただきまして、その時点での必要な安全対策の計画については一定程度、私どものほうにも回答をいただいている状況ではございませんが、それぞれの御指摘に対して対応できるような防災計画のほうは立案しているところを確認しているところでございます。

以上でございます。

(中村会長)

田倉委員。

(田倉委員)

まちづくり委員会の委員だったのは2年以上前でございますので、少し確認という意味では連携のところでは不安が残りますが、やはり映画みたいにパニックになって逃げられないとか、またそんなに混む区間ではないような気がしますけれども、階段で圧死とか、そうやって備えることが一番重要でございますので、改めて強く求めるわけでは、厳しく求めるわけではございませんが、情報開示のほうを促すぐらいの取組についてはぜひお願いいたします。いかがですか。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(志村担当課長)

御指摘いただいてありがとうございます。現状1駅、地下化しているところでございますが、今回、これからの都市計画の手続きをお願いしてまいりたいと考えているところでございますが、その結果、新たに2駅が地下駅という形になりますので、今いただいた御指摘の点につきましては、取組を進めていく中で鉄道事業者のほうとしっかりと意見を私どもの意見で伝えさせていただきながら、御利用いただく際にしっかりと備えが備わっているような形になるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(中村会長)

田倉委員、どうぞ。

(田倉委員)

ぜひよろしく申し上げます。6ページのほうでウォークブルとありましたけれども、本来であれば京急川崎に近い側の交通渋滞の解消のほうが本来優先されるべきですが、その方法や鉄道会社の順番もあるんでしょから、その点について私は深く研究しておりませんので、ぜひ工事費の高騰も続いてなかなか進まない工事が多い中で、鉄道というのは非常にお金がかかるものですので、注意しながら進めていただければと思います。

以上です。

(中村会長)

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

井口委員、どうぞ。

(井口委員)

13ページのこの有識者意見についてというのをまず引っかけたので教えていただきたいんですが、有識者意見の中で最初の1ポツ目ですね。鉄道アンダー案について、技術的な実現性はあると判断していると。しかし一方で、治水安全性の確保や沿線地域の影響の低減に向けと、さらなる技術的な検討・検証が必要であるというふうに言われているわけですね。

これ二つ、治水安全性の問題と沿線地域の影響の低減ということを言われているんですが、これは恐らく皆さんはきちんとそれを理解されているとあっていて、議会でも伺ったので、だからそうなのかなと思っていたんですけど、5ページのこの絵図、アンダー案イメージパースのこの右側に想定される影響、四角で囲まれているところの上の青いところですね。整備に際する堤防への影響の懸念だとか、それをやろうということで、その下の赤いところに整備後に想定される影響というところで、浸水防止壁をつくるのが既に示唆されていると。それから、このような状況の中で、周りの景観や環境には配慮するというふうに想定して、ある程度この絵にもそのことが出されて、多分絵の中で壁みたいになっているのが、これが浸水防止壁という話だったと思うんですけど、こういうのを示した上でも専門家の皆さんは、なおかつ多摩川の越水などについて懸念があるとおっしゃられているのか、なお何を考えなければならないのかということが1点と、それから、そういうことを指摘されているわけですが、それでもこの都市計画決定というのは、手続は進めていけるというふうには考えられるのか、ある程度目に見えた設計なりがないと手続が進まないんじゃないかと思うんですけど、有識者の方のさらなる検討ということを言われた上で手続を進められるものなのか、その辺りを教えていただけますか。

(中村会長)

事務局お願いいたします。

(志村担当課長)

建設緑政局の道路整備課でございます。

2点御質問をいただいたかと思えます。

まずは1点目のところでございます。さらなる治水安全性の確保についての有識者意見の御指摘のほうでございまして、委員、まさに御指摘のとおりでございまして、5ページのほうの鉄道アンダー案のイメージパース図でございまして、こちらのほうの右下の部分のところでございまして、京浜急行大師線と書いてある文字の辺りでございまして、こちらのほう、現状はかなり堤防と集合住宅が近接している狭隘な部分でございまして、その部分で今回鉄道アンダー案という形で地下化していくというところでございまして、一定少し地面を掘り下げる形になりますので、やはりその部分については、堤防に近接している部分でございまして、そこに対しては配慮していく必要があるという形で、まだ検討している段階ではございますが、実際に事業を実施する段階では、その部分について堤防に影響がないような形のものをしっかりとやっていく必要があるというところでございます。

(吉尾担当課長)

2点目でございますが、この鉄道アンダー案につきましては、今回都市計画決定をするものではございません。2ページの平面図でいきますと、ここの川崎大師駅と左隣の鈴木町駅の緑色の線で今回変更を行うというもので、京急第2踏切、こちらの都市計画は、委員が御指摘のように、安全性ということで当然検討された上では、都市計画するというのを当然視野に入れなければならないというふうに理解しております。

以上です。

(中村会長)

井口委員、どうぞ。

(井口委員)

分かりました。私は、すみません。ちょっと先に飛びますが、14ページのスケジュールですね。これの説明・縦覧などの住民に対する説明の部分がこの2期区間にもう入ってくるのかと思って、代替案があったので、この表でいくと廃止の準備だけするということですね。分かりました。大変失礼しました。結構です。分かりました。

(中村会長)

そのほかはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいまの報告に関します御質問等はこれまでとさせていただきます。

報告事項は以上となります。

本日の議事はこれをもちまして全て終了いたしました。

以上をもちまして第104回川崎市都市計画審議会を閉会いたします。

関係課の方は御退席ください。

それでは、皆様、大変お疲れさまでございました。進行のほうを事務局へお返しいたします。

(関口部長)

皆様、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、長年にわたり当審議会の会長として多大なる御尽力をいただきました中村会長で

ございますが、平成28年5月に当審議会の委員となられまして10年となり、本年4月末をもって委員を退任されます。また、任期途中の令和2年5月からは、当審議会の会長として、等々力緑地公園地区や登戸・向ヶ丘遊園周辺地区などの都市計画案件の審議、立地適正化計画等の策定など、専門分野から様々な御意見、御判断をいただき、当審議会の円滑な運営にお力添えをいただきました。

ここで中村会長からお言葉をいただきたいと存じます。中村会長、よろしく願いいたします。

(中村会長)

改めまして中村でございますが、ただいま御紹介がございましたように、当審議会の委員としてほぼ10年、そして会長としては約6年近くという形で務めさせていただきました。この間、都市計画審議会の委員、また会長としての職責を全うできたかなと思っております。改めまして委員各位、そして事務局の職員各位に御礼を申し上げたいと思います。

今ありましたように、この都市計画審議会、様々な都市計画の議案でございましたり、都市計画マスタープランの立地適正化計画とか、そういった計画でございましたり、そういったものを議論する場でございます。少しでもこの川崎のまちづくりの推進に貢献できたものであれば大変大きな意義ということでございます。川崎、この10年間、徐々に徐々にという形でまちが大きく変わったというほどではないのかもしれませんが、次世代に向けて着実にまちづくりを進めてこられたというようなことを、印象を持っておりますので、そういったことに少しでも役に立てたのかなというふうに思っております。

今後も東京があり横浜がありと相模原があるという中で、やはり川崎らしさということを守らずに、住まい、居住であったり、あるいは産業経済、そういったところで、川崎らしさを失わない中でしっかりと選ばれる都市といった形で引き続き成長をされていくことを祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、御礼の御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(関口部長)

会長、ありがとうございました。中村会長は御退任となりますが、これまでの御貢献に心より敬意を表するとともに、私ども事務局一同、会長のお力添えの下、積み上げてきていただいた成果を今後のまちづくりにしっかりとつなげてまいりたいと思います。改めまして、中村会長、長年にわたり、誠にありがとうございました。